

# 第1章 計画の策定にあたって

---



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会の実現には、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を図っていくことが重要です。

男女共同参画社会基本法では、男女が、互いに人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指しており、21世紀における最重要課題と位置付けています。

国では、令和3年度（2021年度）からの第5次男女共同参画基本計画の推進に当たり、社会全体にとっては、「持続可能かつ国際社会の調和した経済社会の実現に不可欠な、一人一人の尊重、能力発揮、意思決定への参画」を、個人にとっては、「性別にとらわれることなく自らの選択によって長い人生を設計することができる環境の整備」を課題に掲げ、施策に取り組むこととしています。

本市では、平成18年度（2006年度）に制定した「柏崎市男女共同参画推進条例」の基本理念の下、「柏崎市男女共同参画基本計画（かしわざき男女共同参画プラン）」を策定し、市民、事業所、行政等が一体となって男女共同参画の推進にかかる取組を続けてきました。

これまでの取組により、市民意識は徐々に変化し、性別による固定的な役割分担の考え方から離れない人の割合や、女性もずっと職業を持っている方がよいと考える人の割合が上昇するなど、成果が出てきています。一方で、社会全体として男女平等であると考える人の割合に大きな変化がなく、引き続きあらゆる分野で男女共同参画の推進が必要です。

この計画は、本市のこれまでの取組の成果や課題を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより効果的に推進するため策定するものです。

また、平成27年度（2015年度）に施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく市の推進計画（以下「女性活躍推進計画」という。）として、本計画と一体のものとして策定することにより、この計画全体の実効性を高めることとします。

加えて、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大によるDVや虐待の増加・深刻化の懸念、女性の雇用や所得への多大な影響等の問題が顕在化しています。一方、オンラインの活用が拡大したことによる新しい働き方は、女性の活躍の幅が広がり、ワーク・ライフ・バランスが一層推進されるチャンスもあります。こうした状況を踏まえ、時代の変化に対応して柔軟に施策を展開していくこととします。



## 2 計画策定の背景

男女共同参画をめぐる世界・国・県・市の動き

6ページ  
年表参照

女性の人権擁護と男女平等に向けての世界的な動きは、国際婦人年を契機に始まりました。日本の男女共同参画を推進する取組は、国際社会の動きと連動して進められてきました。

### (1) 世界の動き（国際連合）

#### ●国際婦人年

昭和50年（1975年）を国際婦人年と定め、「平等・発展・平和」を目標とする「世界行動計画」が採択されました。その後、女性への差別撤廃と社会的地位の向上を実現させるための行動を続けてきました。

#### ●持続可能な開発目標（SDGs）<sup>\*</sup>

平成27年（2015年）に決定された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる「持続可能な開発目標（SDGs）」において、ジェンダー平等、女性のリーダーシップ増進や能力強化と活躍の場の拡大（エンパワーメント）、暴力の撤廃などが掲げられており、各国で取組が加速しています。

### (2) 日本の動き（内閣府男女共同参画局）

国連で決定された「持続可能な開発目標（SDGs）」では、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定の場で、完全かつ効果的な女性の参画及びリーダーシップの機会を確保することが掲げられました。しかし、日本における推進状況は、世界各国と比べて非常に遅れたものとなっています。

政府では、諸外国におけるジェンダー平等の水準を目指し、取組の強化を進めています。

#### ●ポジティブ・アクションの推進（女性の参画や活躍を積極的に推進する取組）

国では、社会において女性の参画を拡大することを目的としたポジティブ・アクションを推進しています。ポジティブ・アクションの手法としては、次の3つを効果的に用いて推進を図ります。

##### ①クオータ制

性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる手法

##### ②ゴール・アンド・タイムテーブル方式

指導的地位（議員、法人や団体の課長職以上）に就く女性等の数に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示して、その実現に努力する手法

##### ③基盤整備を推進する方式

研修機会の充実、仕事と生活の調和など女性の参画拡大を図るために基盤の整備を推進する手法

#### ●仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、地域との関わりなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、これらを両立することで人生の生きがい、喜びは倍増します。しかし、長時間労働や安定した仕事に就けない、又は仕事

と子育て・介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多くいます。

仕事と生活の調和がとれていないことで、働く人の将来への不安や豊かさが実感できない要因となり、社会の活力の低下や少子化・人口減少という現象にまでつながっていると言えます。

私たちが幸せな人生を送る上で必要不可欠である仕事と生活の調和を実現させるために、働き方の見直しや家庭・個人の時間を充実したものとすることが望まれます。

#### ●配偶者からの暴力の防止と被害者保護

配偶者からの暴力が大きな社会問題となってきた平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されました。

この法律では、被害者を女性に限定していませんが、その被害者は、多くの場合女性です。暴力は、女性の人権を著しく侵害する重大な問題であり、暴力の根絶と被害者の保護が確実に行われるよう取組を進めています。

### （3）新潟県の動き

新潟県では、平成14年（2002年）に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき男女平等推進相談室を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。

平成18年（2006年）には、条例の基本理念に基づき、新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、仕事と生活の両立ができるよう職場環境を整える、女性労働者の育成・登用などに積極的に取り組む企業等をハッピー・パートナー企業として登録する制度を創設しました。この計画は、社会情勢の変化に対応しながら2回の改訂を経て、現在は、平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度）を計画期間とする第3次計画を推進中です。

### （4）柏崎市の動き

柏崎市では、平成18年（2006年）に、「柏崎市男女共同参画推進条例」を制定しました。

条例に基づき、「かしわざき男女共同参画プラン」を改訂し、「柏崎市男女共同参画基本計画（かしわざき男女共同参画プラン）」を策定しました。

男女共同参画社会の推進状況を把握するため、令和元年（2019年）には、市民意識調査、事業所調査、中学生意識調査を実施しました。その結果、職業生活における女性の活躍が徐々に進んでいることや待遇面での不平等が解消されつつあることが分かりました。一方で、男性の育児休業の取得割合が低いことや経済・政治分野で女性のリーダーが少ないことなどから、社会全体における男女の平等感が低い結果となりました。

令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大により、非正規雇用労働者やひとり親家庭の女性が経済的に困窮するなどの問題が深刻化することも危惧されます。

#### ※持続可能な開発目標（SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS）

平成27年（2015年）の国連で採択された、令和12年（2030年）までの国際目標です。

S D G s では、17の目標を決め、持続可能な社会の実現を目指すとしています。

#### ※ジェンダー

社会的・文化的に形成された「男らしさ・女らしさ」といった男女の違いをいいます。このこと自体に良い、悪いという価値を含むものではなく、ジェンダーに基づく偏見や不平等が起きていることが問題です。

#### ※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

生活の充実によって、仕事の効率・パフォーマンスが向上し、短時間でも仕事の成果を出せる。長時間労働が解消され、プライベートな時間を使えるようになり生活が充実するといった好循環のこと。

**年表 男女共同参画をめぐる世界・国・県・市の動き**

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	柏崎市の動き
1975 (昭和50年)	・「国際婦人年」 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・総理府に「婦人問題企画推進本部」設置		
1976 (昭和51年)	・「国連婦人の10年」(1976~1985年)			
1977 (昭和52年)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館	・民生部青少年福祉課母子婦人係が婦人問題担当 ・婦人問題庁内連絡会議設置	
1979 (昭和54年)	・国連総会「女子差別撤廃条約」採択			
1980 (昭和55年)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の10年後期行動プログラム」採択	・「女子差別撤廃条約」署名		
1981 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・「国内行動計画後期重点目標」決定		
1983 (昭和58年)				・女性問題窓口を「教育委員会社会教育課」に設置
1984 (昭和59年)				・「女性関係行政連絡協議会」発足
1985 (昭和60年)	・「国際婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・「国籍法」及び「戸籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子差別撤廃条約」批准	・「青少年福祉課」を「婦人青少年課」に改称 ・「新潟県婦人対策の方向」策定(昭和60~70年度)	・第1回かしわざき女性大会
1986 (昭和61年)		・「男女雇用機会均等法」施行		・「柏崎市婦人対策推進協議会」結成 第2回かしわざき女性大会
1987 (昭和62年)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定		・第3回かしわざき女性大会
1988 (昭和63年)				・婦人対策情報コーナー設置 ・第4回かしわざき女性大会
1989 (平成元年)				・「柏崎市婦人対策総合計画(平成元年~5年度)」策定 ・第5回かしわざき女性大会
1990 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「婦人青少年課」に「婦人係」を設置	・第6回かしわざき女性大会
1991 (平成3年)		・「育児休業法」公布 ・「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)」策定	・「婦人青少年課」を「女性児童課」に改め、課内に「女性政策推進室」を設置 ・「女性問題協議会」を設置	・意識調査実施 ・第7回かしわざき女性大会
1992 (平成4年)		・「育児休業法」施行 ・初の婦人問題担当大臣任命	・「にいがたオアシス女性プラン」を策定	・婦人問題窓口を「教育委員会社会教育課」から「民生部福祉課」に移し「女性児童係」を新設 ・第8回かしわざき女性大会
1993 (平成5年)	・世界人権会議「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択(ウィーン)	・「パートタイム労働法」公布、施行	・財団法人新潟県女性財団設立	・第9回かしわざき女性大会
1994 (平成6年)	・ESCAP地域政府準備会議(ジャカルタ)	・総理府に「男女共同参画室」設置 ・「男女共同参画審議会」、「男女共同参画推進本部」設置		・「かしわざき女性プラン(平成6~12年度)」策定 ・「かしわざき女性プラン推進市民会議」発足 ・第10回柏崎フォーラム(改称)
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)		・第11回柏崎フォーラム

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	柏崎市の動き
1996 (平成8年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足</li> <li>「男女共同参画ビジョン」策定</li> <li>「男女共同参画2000年プラン」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ニューにいがた女性プラン」策定</li> <li>「女性児童課」を改組し、環境生活部に「女性政策課」を設置</li> <li>新潟ユニゾンプラザ開館</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第12回柏崎フォーラム</li> </ul>
1997 (平成9年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画審議会」設置</li> <li>「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「育児・介護休業法」改正</li> <li>「介護保険法」公布</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「民生部福祉課女性児童係」を分離し、「総務部女性政策室」を設置</li> <li>男女の意識と生活実態調査実施</li> <li>第13回柏崎フォーラム</li> </ul>
1998 (平成10年)				<ul style="list-style-type: none"> <li>第14回柏崎フォーラム</li> </ul>
1999 (平成11年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連総会「女子差別撤廃条約選択議定書」採択</li> <li>ESCAPハイレベル政府間会合（女性2000年会議地域準備会）開催（バンコク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画社会基本法」公布、施行</li> <li>「食料・農業・農村基本法」公布、施行（女性の参画の促進を規定）</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第15回柏崎フォーラム</li> </ul>
2000 (平成12年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連特別総会「女性2000年会議」（ニューヨーク）</li> <li>「政治宣言」及び「北京宣言及び行動要領実施のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画基本計画」策定</li> <li>「ストーカー規制法」公布・施行</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第16回柏崎フォーラム</li> </ul>
2001 (平成13年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣府に「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」設置</li> <li>「配偶者暴力防止法」施行</li> <li>第1回男女共同参画週間</li> <li>「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新潟・新しい波 男女平等推進プラン」策定</li> <li>男女平等推進施策調整会議設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「かしわざき男女共同参画プラン（平成13～17年度）」策定</li> <li>「総務部女性政策室」を市民プラザに移転</li> <li>「かしわざき男女共同参画プラン推進市民会議」発足</li> <li>第17回柏崎フォーラム</li> </ul>
2002 (平成14年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>改正「育児・介護休業法」施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」制定</li> <li>「環境生活部女性政策課」を「県民生活・環境部男女平等社会推進課」に改称</li> <li>男女平等社会推進審議会設置</li> <li>男女平等推進相談室開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「総務部女性政策室」を「市民生活部男女共同参画推進室」に改組</li> <li>第18回柏崎フォーラム</li> </ul>
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」</li> <li>「少子化社会対策基本法」公布、施行</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」公布、施行</li> <li>「2020年30%」の政府目標の設定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第19回柏崎フォーラム</li> </ul>
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者暴力防止法」改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の意識と生活実態調査Ⅱ実施</li> <li>第20回柏崎フォーラム</li> </ul>
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正</li> <li>「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」策定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画推進室だより」発行開始</li> <li>第21回柏崎フォーラム</li> </ul>
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」改正</li> <li>「女性の再チャレンジ支援プラン」改訂</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定</li> <li>「ハッピー・パートナー企業（男女共同参画推進企業）」登録制度開始</li> <li>「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画推進室」を「男女共同参画室」に改称</li> <li>「柏崎市男女共同参画基本計画（かしわざき男女共同参画プラン）（改訂版・平成18～22年度）」策定</li> <li>「柏崎市男女共同参画推進条例」制定</li> <li>第22回柏崎フォーラム</li> </ul>
2007 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> <li>「配偶者暴力防止法」改正</li> <li>「パートタイム労働法」改正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「新潟県ワーク・ライフ・バランス推進共同宣言」実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「柏崎市男女共同参画推進条例」施行</li> <li>柏崎フォーラム：新潟県中越沖地震により中止</li> </ul>

年	世界の動き	国の動き	新潟県の動き	柏崎市の動き
2008 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定</li> <li>女子差別撤廃条約実施状況第6回報告提出</li> <li>「次世代育成支援対策推進法」改正</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>第23回柏崎フォーラム</li> </ul>
2009 (平成21年)		「育児・介護休業法」改正	「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定	<ul style="list-style-type: none"> <li>第24回柏崎フォーラム</li> <li>「かしわざき男女共同参画プラン推進市民会議」を「かしわざき男女共同参画推進市民会議」に改称</li> </ul>
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」</li> <li>世界閣僚級会合(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> <li>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章、仕事と生活の調和促進のための行動指針改定</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女の意識と生活実態調査実施</li> <li>第25回柏崎フォーラム</li> </ul>
2011 (平成23年)	UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）正式発足			<ul style="list-style-type: none"> <li>「柏崎市男女共同参画基本計画（かしわざき男女共同参画プラン）（H23～27年度版）」改訂</li> <li>第26回柏崎フォーラム</li> </ul>
2012 (平成24年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画～働く『なでしこ』大作戦～」策定		第27回柏崎フォーラム
2013 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「配偶者暴力防止法」改正</li> <li>「ストーカー規制法」改正</li> <li>「日本再興戦略」（6月14日閣議決定）の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる</li> </ul>	「第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画室」を市役所本庁舎に移転</li> <li>ワーク・ライフ・バランス推進事業「育児休業代替要員確保事業補助金制度」開始</li> <li>第28回柏崎フォーラム</li> </ul>
2014 (平成26年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>「日本再興戦略」改訂2014（6月24日閣議決定）に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる</li> <li>女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!Tokyo2014）開催</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女共同参画室」を「人権啓発・男女共同参画室」に改称</li> <li>男女共同参画に関する市民意識調査、事業所調査、中学生意識調査実施</li> <li>ワーク・ライフ・バランス推進事業「男性の育児休業取得促進事業奨励金制度」開始</li> <li>第29回柏崎フォーラム</li> </ul>
2015 (平成27年)	国連サミット「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）採択	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女性活躍加速のための重点方針2015」決定</li> <li>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」制定</li> <li>「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	「新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画」改定	第30回柏崎フォーラム
2016 (平成28年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行	<ul style="list-style-type: none"> <li>「にいがたイクボス促進共同宣言」実施</li> <li>性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（性暴力被害者支援センターにいがた）設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「柏崎市男女共同参画基本計画（かしわざき男女共同参画プラン）（H28～32年度版）」改訂</li> <li>女性活躍推進法に基づく「柏崎市女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」策定</li> </ul>
2017 (平成29年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>男女雇用機会均等法改正（ハラスメント防止措置）</li> <li>育児・介護休業法改正（要件の緩和）</li> </ul>	「第3次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」策定	第31回柏崎フォーラム
2018 (平成30年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行		<ul style="list-style-type: none"> <li>第32回柏崎フォーラム（この年で終了）</li> <li>人権啓発・男女共同参画室を市民生活部から総合企画部に所管替え</li> </ul>
2019 (令和元年)		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」一部改正		男女共同参画に関する市民意識調査、事業所調査、中学生意識調査実施
2020 (令和2年)		「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定		<ul style="list-style-type: none"> <li>次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく「柏崎市職員子育て支援・女性活躍推進行動計画」策定</li> <li>「柏崎市男女共同参画基本計画（かしわざき男女共同参画プラン）（R3～7年度版）」改訂</li> </ul>
2021 (令和3年)				

### 3 前計画の進捗と評価

これまで、本市では計画で位置付けた48の事業に対し、所管課による自己評価を毎年実施し、「柏崎市男女共同参画プラン府内推進会議」で検証の後、「柏崎市男女共同参画審議会」で第三者評価を行い、評価結果を踏まえた改善を図ってきました。

以下は、平成28年度（2016年度）～令和元年度（2019年度）に行った事業を、市民意識調査等の結果を踏まえて総合的に評価した主な結果です。

#### ■ 重点目標1 男女共同参画の意識づくり

- ・社会全体として男女が平等であると思う人の割合

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 目標値
17.1%	17.7%	40%

- ・性別による固定的な役割分担の考え方によらわれない人の割合

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 目標値
59.8%	73.5%	70%

市民意識調査では、男女の地位の平等感に関する設問7項目中6項目で男性が優遇されているという結果でした。特に、「社会通念・習慣・しきたりなど」及び「政治・経済活動の場での設問で不平等感が高くなっています。

これらのことから、社会全体としての不平等感が高くなっていると考えられ、あらゆる分野で男女共同参画の啓発を強化していく必要があります。

性別による固定的な役割分担意識は、女性の就業率の高まりや啓発の効果もあって解消されてきています。

#### ■ 重点目標2 男女平等を推進する教育・学習の充実

- ・学校教育の現場において男女が平等であると思う人の割合（市民意識調査）

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 目標値
62.0%	57.9%	70%

- ・学校生活の中で男女平等になっていると思う割合（中学生意識調査）

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値
59.0%	57.1%

【参考：小中学校教員の男女比】

区 分	新潟県		柏崎市		柏崎市内校長		柏崎市内教頭	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
男	38%	58%	37%	54%	85%	90%	95%	100%
女	62%	42%	63%	46%	15%	10%	5%	0%

※県の数値は令和元年度（2019年度）、柏崎市の数値は令和2年度（2020年度）

市民意識調査の結果は、前回調査を下回り目標に達しませんでした。また、中学生の意識調査においても、平等であると感じている割合が減少しています。

学校現場では、男女平等が当たり前のこととして様々な取組をしてきましたが、改めて不平等感がある場面を検証し、職員への研修機会の提供が必要です。また、女性が活躍することで教員の男女平等意識が高まるよう、女性の管理職への登用を推進する取組が必要です。

### ■ 重点目標3 働く場での男女平等の推進

#### ・職場における男女が平等であると思う人の割合

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 目標値
22.3%	30.3%	30%

職場における男女平等や男女共同参画の意識が高まってきています。

雇用機会均等法の改正や女性活躍推進法の制定及び各種セミナーや助成制度などの効果により、女性の職業生活に関する地位の向上が図られていると考えられます。

市民意識調査で不平等があると回答している「賃金、昇給、昇進、昇格などに男女差がある（31.4%）」、「女性は結婚や出産をすると勤め続けにくい雰囲気がある（16.6%）」、「女性を管理職にしない（12.1%）」等を改善する取組を引き続き行い、働きたい女性が働き続けられる環境づくりが必要です。

### ■ 重点目標4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

#### ・ハッピー・パートナー企業への登録数

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 目標値
27社	50社	40社

#### ・「ワーク・ライフ・バランス」について内容を知っている人の割合

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 目標値
12.0%	18.2%	50%

ハッピー・パートナー企業の登録数は、順調に増加していることからワーク・ライフ・バランスを推進する意識が進んでいると思われます。

一方、市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの内容を知っている人の割合が低い状況です。事業所向けの啓発のほか、市民の意識を向上させる啓発も必要です。

子育て支援体制として、保育サービスや児童クラブの夏期休業中の開設などが充実していることを、若い世代にも知らせる取組を強化することにより、結婚や出産による離職者の減少を目指します。

## ■ 重点目標 5 政策・方針、意思決定過程への女性の参画拡大

- ・市の審議会等の女性登用率

平成 26 年度 実績値	令和元年度 実績値	令和 2 年度 目標値
28. 8 %	32. 5 %	40 %

審議会等の女性の割合は、近年微増傾向ですが、目標値 40 %には達していません。令和元年度（2019年度）の公募委員の女性の割合が 51. 6 %であることから、推薦団体からの女性の参画が少ないことが全体の率を押し下げています。しかし、推薦団体自体に女性役員の割合が低いこともあり、各分野における女性登用が課題です。

引き続き、附属機関の委員選任の際に女性登用の働き掛けを継続するとともに、男女共同参画の意義を理解してもらう取組が必要です。

## ■ 重点目標 6 地域活動等における男女共同参画の推進

- ・コミュニティ推進協議会における女性役員の割合

平成 26 年度 実績値	令和元年度 実績値	令和 2 年度 目標値
26. 8 %	24. 5 %	30 %

コミュニティ推進協議会における女性役員の割合は、目標値 30 %を依然として下回っています。

市民活動センターでは、地域で活躍できる人材育成の取組が行われており、また、女性消防団員の人数は、令和元年度（2019年度）72人で、前年度に比べ23人増加していることから、今後の地域における女性の活躍が期待できます。

コミュニティ推進協議会や町内会等での女性の参画を推進するため、継続した啓発が必要です。また、地域での男女共同参画には、家庭生活における男女共同参画の推進も必要であることを同時に啓発する必要があります。

## ■ 重点目標 7 配偶者等からの暴力の防止と被害者の保護及び自立支援

- ・DV予防啓発のための研修・講演会等の参加者数

平成 26 年度 実績値	令和元年度 実績値	令和 2 年度 目標値
557人	413人	800人

- ・DV相談窓口を知っている人の割合

平成 26 年度 実績値	令和元年度 実績値	令和 2 年度 目標値
59. 3 %	72. 2 %	80 %

DV予防啓発のための研修等の参加者数は、平成30年度（2018年度）には、高校生を対象とした「デートDV予防啓発講座」を市内全6校で開催したことにより、目標値を超えることができました。しかし、令和元年度（2019年度）は、新型コロナウイルス感染防止対

応のために中止した影響で目標に達していません。今後は、毎年市内全6校で実施できる体制が整ったため、目標値を達成できる見込みです。

DV相談窓口を知っている人の割合は、目標値に達していないものの順調に増加しています。相談窓口を知らない人がいなくなるよう、継続した周知が必要です。

女性福祉相談員による相談件数は、571件（うちDV337件）であり、昨年の501件（うちDV293件）より増加していますが、要保護児童対策地域協議会の構築などにより、安全な保護体制は、整備されています。

#### ■ 重点目標8 男女の性の尊重と健康支援

##### ・子宮頸がん検診受診率の割合

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
27.6%	24.5%	29%

##### ・乳がん検診受診率の割合

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和7年度 目標値
30.9%	29.5%	32%

受診率は、平成27年度（2015年度）に一時減少しましたが、平成28年度（2016年度）以降は、再び増加しており、この状況を維持できれば達成が見込まれると推測されます。

歯周病検診やゲートキーパー養成講座の対象者拡充及びコツコツ貯筋体操センターの整備により健康増進を支援できました。

子育て等の講座に父親の参加が少ない状況は変わっていません。育児や家庭のことが女性（妻）に偏っている状況を変える取組を強化する必要があります。

#### ■ 重点目標9 困難を抱える人への自立支援

##### ・障がい者の就労を支援する福祉施設を退所して一般就労した人

平成26年度 実績値	令和元年度 実績値	令和2年度 目標値
9人	8人	10人

障がいのある人が一般就労した人数は、近年6人から11人の間で推移しています。

第5期障害福祉計画（平成30年度（2018年度）～令和2年度（2020年度））では、毎年度の目標を10人に設定しています。

障害相談支援事業所の5事業所が継続され、相談件数3,166件となり前年対比568件増加しています。今後一般就労する人の大幅な増加は見込めないものの、障がいのある人の自立支援は、進んでいると評価できます。

困難を抱える人への支援では、母子手帳交付時や乳幼児健診時のアンケートで生活上の心配がある家庭が発見できるようにするなど工夫し、早期発見と支援ができています。相談をためらう人がいないよう、プライバシーに配慮したアンケートの取り方などの検討が必要です。

## 4 男女共同参画に関する市民意識（市民意識調査結果の概要）

令和元年度（2019年度）に、市内に居住する20歳以上の男女2,000人に対し、男女共同参画に関する意識調査を行った結果、様々な課題が明らかになりました。

これらの課題は、この計画に掲げる関連施策の取組を進めることで解決を目指します。

### (1) 男女の地位の平等に関する考え方について

様々な分野の男女の地位が平等であると思う人の割合は、「家庭生活の中で」、「職場の中で」の割合が30%を超えました。平等感が高い分野は、「学校教育の場で」の割合が50%を超えています。

しかし、「社会全体として」平等であると思う人の割合は、20%に届かないという低い状態が続いており、国の全国調査より低い結果となっています。

【関連施策 第3章 重点目標1、2、3、4、5】

### (2) 家庭生活などに関する考え方について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という固定的役割分担意識は、「そう思わない」という否定的な考え方方が70%を超えるました。

「男性も女性も家事・育児をしたほうがよい」と考えている割合は、90%を超えましたが、家事・育児を中心的に行っているのは女性という構図は変わっていません。

【関連施策 第3章 重点目標1、4、5】

### (3) 女性の活躍推進について

「女性が職業を持つ」ことについては、「ずっと職業を持っているほうがよい」という割合が50%を超えるました。

職場の中では、仕事の内容や待遇面で男女に差はないという割合も50%を超え、制度による不平等は解消されつつあります。

【関連施策 第3章 重点目標4、5】

### (4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について

仕事と生活で優先したいものは、男女とも「仕事と家庭生活をともに優先したい」という割合が高くなっています。女性は、「仕事、家庭生活、個人の生活のいずれも優先したい」と考える人が増えています。

このような希望に反して、女性は、家庭生活を優先している人が多く、男性は、仕事を優先している人が多い状況となっています。しかし、男性も家庭生活を優先している人の割合が増えてきており、男性の意識が変わってきたと推測されます。

【関連施策 第3章 重点目標4、5】

#### (5) 地域活動、社会参加について

男性は50%、女性は40%を超える人が地域活動に参加しています。このうち、町内会やコミュニティなどの地域活動に80%を超える人が参加しています。

参加しない理由は、男女とも「仕事が忙しいから」が多く、次いで「特にしたいと思う活動がない」となっています。特徴的なのは、女性は「家事・育児・介護で忙しいから」という理由が、男性の4倍に上ることです。

【関連施策 第3章 重点目標3、5】

#### (6) 男女の人権について

セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなどを「見たり、聞いたりしたことがある」、「受けたことがある」という割合が増加しています。

DVを経験した人は、減少していますが、DVがあったときの行動では、「がまんした」の割合が高く50%を超えています。また、「どうしてよいか分からなかった」の割合も微増しました。一方で、相談窓口を知らなかつた割合は、30%を下回りました。

【関連施策 第3章 重点目標4、6、7、8】

#### (7) 男女共同参画に関する取組について

審議会の委員などに女性が参画することについて、「今より増える方がよい」と多くの人が考えています。

男女共同参画社会を実現するためには、「仕事と家庭の両立ができるよう企業に働きかける」、「男女が共に能力を伸ばし、自立できるような教育・学習の場を充実する」という意見が30%を超えて多くなっています。また、「保育・介護サービスの充実」や「育児や介護のために離職した人への再就支援」という意見も30%前後ありました。

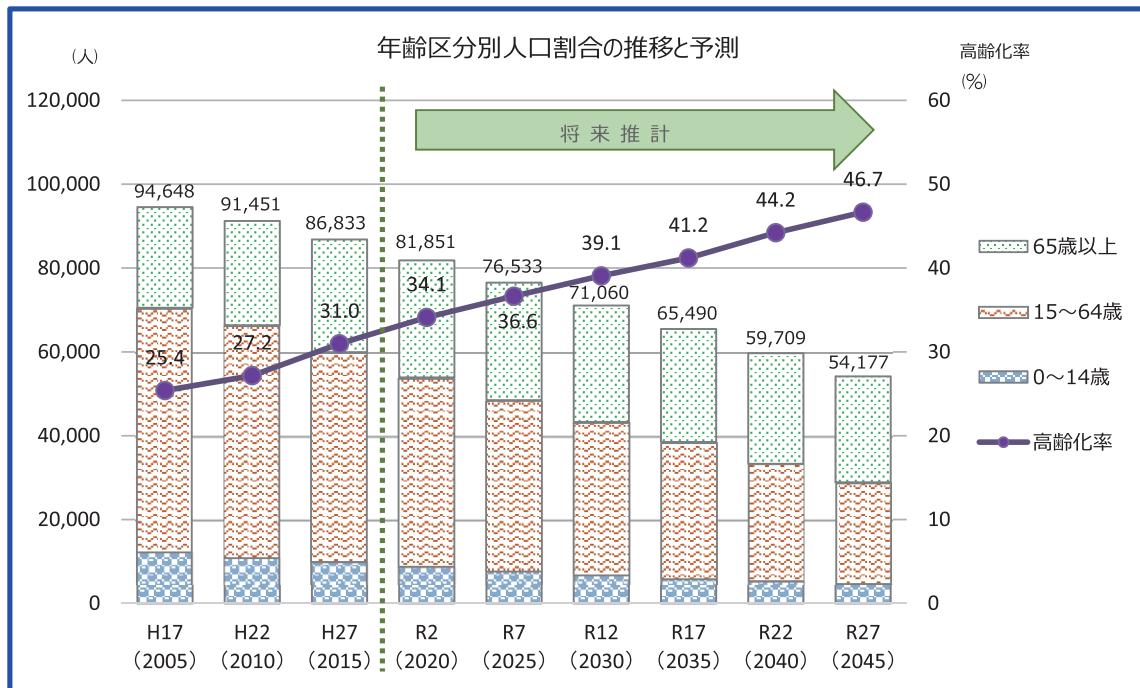
【関連施策 第3章 重点目標1、2、3、4、5】



## 5 データから見る柏崎

### (1) 人口の推移と将来推計

国勢調査に基づく本市の人口の推移は、年々減少しており、柏崎市第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略策定の基礎資料として試算した令和27年（2045年）の高齢化率は、46.7%になると推計されています。



※H17・H22・H27の人口は、各年の10月1日現在における国勢調査結果に基づいています。総数には、年齢不詳者が含まれているため、年齢区分別人口の割合及び高齢化率の算出に当たっては、それらを除いた数値で計算しています。

※年齢区分別人口は、3つに区分されます。年少人口は0~14歳、生産年齢人口は15~64歳、老人人口は65歳以上となります。

人口の推移は、男女共同参画を取り巻く最も基本的なデータの一つです。

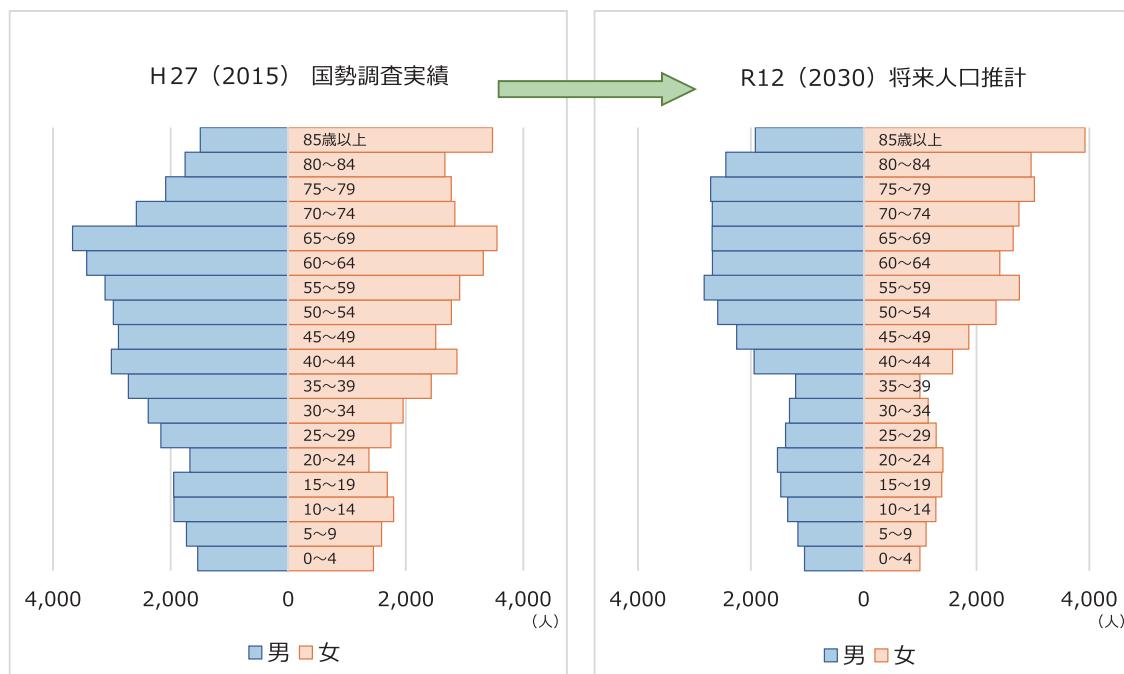
我が国では、人口減少と少子高齢化が同時に進行しています。労働力人口や消費者数の減少は、経済成長力の低下につながることが懸念されます。

こうしたことに対処するためにも、職場や地域で性別に関わりなく、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められます。



## (2) 人口ピラミッド

平成27年（2015年）と令和12年（2030年）の人口ピラミッドを比較すると、逆三角形化が顕著になり、全体的にスリム化しています。



## (3) 単独世帯数の年代別推移

60代以上の単独世帯数が年々増加しており、平成12年（2000年）からの15年間で約2倍になっています。

一方、20代の単独世帯数は、年々減少しており、この15年間でほぼ半減しています。

